

令和元年度第 2 回「まち・もの」分科会 議論の概要

主なテーマ

- ① 安全・安心な生活環境の整備（住宅の確保、移動支援等）、②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援、③防災、防犯等の推進、④その他（行政等における配慮、教育、芸術・スポーツ等）

発言者	発言要旨
H 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年に通常学級の中に 6.3%の発達障害を疑われる子供がいると言われていたが、平成 24 年の文科省の実態調査では 6.5%と殆ど変わらない一方で、特別支援学級や特別支援学校の在籍児童数は 3 倍。発達障害の子供は特別支援学級等に移行するとともに、これまで発達障害などが顕在化していなかった子供が 6.5%に含まれている状態。この結果を通常学級の中のバリアが大きくなったと判断するのであれば、この部分に対してアプローチが必要。通常学級と特別支援学級や特別支援学校とに区分するのではなく、極力通常学級で他の児童と一緒に教育を行うことをベースとすべき ・マイクロソフト社などは、商品売り出す前に、必ず様々な障害のある人を雇用し、具体的に改良しなければならない部分はないかという観点から検証しており、苦情や要望があった際には、すぐに対処できるような体制をとっている。これは海外の会社では当たり前で、法律等で義務付けられている。アクセシビリティについては、民間企業に関わる話が中心となり、行政としてはなかなか難しいかもしれないが、この部分は大事
G 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・投票所で代理投票を依頼した際に立会人から仕切りなどが無いところで「投票したい人に指をさして欲しい」と言われたり、候補者の名前を読み上げたりする現状がある。単に車いすで投票に行ければバリアフリー化できているのではなく、行政職員の意識も変えていかなければならない ・兵庫県は 2024 年に川西に特別支援学校を開設する予定だが、これの底流にはインクルーシブの発想がないがために、障害がある子とない子を切り分け、障害がある子に特化した特別支援学校の設置という方向に行ってしまう。障害がある人が、障害がない人と同じ場で過ごすことによって培われる生活の力は大きく、この発想を計画に盛り込んでいくべき ・1997 年の法改正によりバスの形状にかかわらず（ノンステップバスでなくても）安全に運送できる設備があれば、車いすの方を乗車させなければならないことになっているが、ノンステップバスが来るまで待たされることが結構ある。ハード面の整備だけではなく、このようなことをしてはいけないという運転手等に対する啓発など運用の面でも更なる努力が必要
F 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度の知的障害の方や精神障害の方に対し、携帯電話などの契約時の不

	<p>要なサービスの付加や、出会系サイトから支払いを求められるなど、障害特性につけ込まれるような被害を聞いている。消費者センターへ相談もできるが、もう少し幅広く、消費に係る啓発活動をいろいろな事業所でできるような仕組みづくりが、障害者の生活を守るためには必要ではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(総務省の研究費で作成した、精神障害や発達障害のある方向けの防災ハンドブックについて) これは災害の種類や、普段持ち歩ける防災グッズ、ヘルプカードの使い方などが記載されている。また、準備物編は、単に渡すだけではなく、支援者が一緒に説明をしながら障害がある方に理解いただくことが重要。それとは別に地図編もあり、自分の通っている福祉事業所や学校等からの帰宅時に公共交通機関が止まった時に、どういうルートを通して帰宅すればよいかということや地図を使って一緒に考えるもの。途中で立ち寄ることができる駅やコンビニなどをチェックしながら、通所先等から帰宅する際に困らないようすることを目的として作成した。こういうものを活用しながら、福祉支援者や関係機関が利用者と実態にあった防災対策を行うことが、新たな防災意識の向上となるとともに、本人が混乱せず落ち着いて対応できるのではないかと考えている
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・障害がある方への偏見の代表的なものとして障害者がいる施設や住まいに対する地域住民からの反発が挙げられる。毎日新聞の調査として、全国各自治体にこのような施設コンフリクトに対し、どう関わっていくべきかの設問について、結果的には主体的に関わるべきだ、という意見と施設設置事業者が解決するべき問題で自治体は主体的には関わるべきでない、という意見で半々だった。地域移行を計画に入れて進めていくという方向性を出すのであれば、施設コンフリクトについても対応する表現を入れるべき ・早ければ 2021 年度から断らない相談支援をするということや厚労省が言っているが、多分野との連携が必要。住まいの確保支援についても保健・医療・福祉等だけでなく、住宅部局をはじめとした多分野の連携が必要
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は公営住宅の新規建築は減ってきている状況。既存の公営住宅に目を向けると、結構バリアがあるものも多いが、1階住戸のみを改修するなどの事例を広め、公営住宅のバリアフリーについて進めていけたらと考える ・財政的理由から公営住宅の戸数が減少している中で、障害がある方々や住宅確保に配慮を要する方々が住むことができる住宅という面では、民間の賃貸住宅の役割が重要となっており、セーフティネット制度の登録を進めていかないと住宅が確保しきれない状況となる。他の委員会等の議論を聞いていると、セーフティネット制度に登録する条件が厳しいため、なかなか進まないという話を聞いた。登録制度の問題点等を検証し、実際に住宅確保のためにどうしていくかという点を考えることが大切

	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設のトイレ洋式化について、避難所となった際、障害のある方々が使えるような位置に多目的トイレがあるかなど、非常時の使い方を含めた配置という面も意識してもらおうと、整備がよりうまくいくのではないかと
B委員	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅は、生活困窮の方が優先的に入居できるが、結果的に生活困窮の方や高齢者、障害者が固まった形で入居することとなる。そこに福祉的なコーディネートやアドバイスの支援がないと、かえって公営住宅以外の一般の住宅とは異なる差別が生まれる可能性がある。公営住宅が障害者をはじめとした要配慮者のために政策的に確保されることは良いことだが、1棟丸ごと地域から孤立したり、住宅内でも障害のある方だけが迫害を受けるケースなどを避けるため、何らかの人的な手だてが必要ではないかと
C委員	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅、民間住宅とも、入居することがかなり難しい。入居したいと思っても、保証人がいないからと断られることが多く、働く先が見つかったとしても、暮らす場所がないため働き続けられない方もいる。障害者の入居にあたっては保証人がいなくても、例えば県がその代わりするなどの仕組みをもっとしっかりと制度化して欲しいと非常に強く思っている 福祉避難所の確保については、各市町とも積極的な反面、名ばかりも多く、指定情報などが出回っていない状況。県がモデル事業で行っている災害時の個別支援計画の策定促進については、詳細な計画であり良いと思うが、取り組みに対する市町間の意識格差が大きい。福祉避難所においても、発災時の実際の動きに対する取り組みが訓練されていないと思う。これらとともに医療的ケアの必要な方への対応を特に計画に記載してもらいたい 消費者センターの対応はとても親切で、県との連絡・連携もかなり努力しているが、全国調査でここ数年知的障害の方と精神障害の方の消費者トラブルが増えていることが分かっている。今でも様々な教育はしていると思うが、出前型の講座を行ったからおしまい、ではなく、知的障害者や精神障害者の方に繰り返し、繰り返し消費者教育をしてもらいたい
D委員	<ul style="list-style-type: none"> 障害者への支援を含む災害ボランティア活動のコーディネートを行う災害ボランティアセンターの役割は極めて重要である。しかしながら、現状では同センターの設置・運営は市町社会福祉協議会の自主的な取り組みに位置付けられている。同センターの設置・運営や災害ボランティア活動に必要な財源を確保するため災害救助法の支援対象とする必要がある 災害時の避難所、福祉避難所等における障害者への支援は重要な課題である。平成29年度に「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」が設置されたものの取り組みの具体化が図られていないことから、現時点では、大規模災害発生に備えた情報の集約・発信の方法、派遣職員の招集、派遣チームの編成、派遣手順等について具体的な仕組みづくりが課題である

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 一般的に刑務所から出所し、地域での暮らし方や支援の仕方も様々なものとなっている。例えば、在宅での観察処分という形の子供もいるが、そこに支援が届いていないうえに、たまたま障害があるというようなケースなどは、行政や民間の支援の狭間に陥っている形となっている。このような問題は法務省の所管であることから、県としては中々計画に書きにくいかもしれないが、少し大げさに言えばこれからのあるべき社会としての姿を書けばよいのではないか |
|---|